

令和3年12月定例会 名取市手話言語条例など24議案を審議

名取市手話言語条例が可決されました。手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及等に関する基本理念を定め、市民や事業者などに、手話とろう者に対する理解を広め、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

北釜防災公園東側の土地が産業施設建設用地として、愛島郷2丁目の愛島東部仮設住宅跡地が一般住宅(81区画)や医療モール用地など住宅等建設用地として、名取が丘1丁目の市営住宅名取団地跡地も住宅等建設用地として、事業者への売払いが可決されました。

令和3年度12月補正予算が可決されました。市民墓地の芝生墓地が完売したため、新たに520区画の芝生墓地が整備されます。令和5年度中の供用開始を目指します。使用料や管理料は現在と同額となる予定です。追加補正では灯油購入助成費や子育て世帯への臨時特別給付金などが措置されました。

10月28日に開かれた臨時会において、新型コロナウイルス集団接種における濃度の低いワクチンの接種事案について市政報告があり、ワクチン準備手順を再確認し、数の確認方法を徹底し、再発防止に努めるとの説明がありました。また、3回目のワクチン接種に係る費用を措置する一般会計補正予算が可決されました。

11月22日に開かれた臨時会において、主食用米の生産農家への支援に係る事業費を追加する一般会計補正予算が可決されました。新型コロナウイルスの感染拡大により令和3年産米の米価下落による影響を受けた主食用米の生産農家に、10アール当たり4000円を緊急支援します。

令和3年9月定例会 令和2年度歳入歳出決算など25議案を審議

令和2年度歳入歳出決算の審査を行いました。一般会計の歳入は527億2446万円、歳出は497億2586万円で、年度内に完了できなかった事業のための財源として15億3989万円を翌年度に繰り越します。

財務常任委員会第一分科会では、自主防災組織等への訓練指導が1回に激減したものの、参加者がマスクの着用やアルコール消毒を徹底し、密にならないよう訓練が行われたこと、消防本部ホームページの閲覧者数が把握できていないこと、全43か所の指定避難所・緊急避難場所避難所の運営マニュアルに感染症対策を盛り込んだこと、市の施設における電気料金等を口座振替に変更したことにより1627時間の作業時間が51時間に削減されたことなど、答弁がありました。

令和3年度9月補正予算が可決されました。パソコンやスマートフォンからインターネット経由で口座振替の申込みができるWeb口座振替受付サービス導入費用(令和4年4月1日開始予定)、2月議会会の一般質問で提案した名取市文化会館ホール等へのインターネット接続環境の整備工事費用などが措置されました。

令和3年度9月追加補正予算で、中学生及び65歳以上の高齢者等を対象とする季節性インフルエンザ予防接種、中小企業等事業安定化応援金と新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付に要する費用などが措置されました。

8月11日に開かれた臨時会において、新型コロナウイルスワクチン接種の加速化を図るため、集団接種会場における医師及び看護師の協力体制確保に要する費用を措置する一般会計補正予算など可決されました。

一般質問① 良好な景観の形成について

景観法は、国、地方公共団体、事業者、住民、それぞれが責務を定めている。

Q 景観法第4条に基づく自然的社会的諸条件に応じた施策の策定及び実施について、本市の取組の経過と現状は。

A 第六次長期総合計画の分野目標である「生活環境・都市基盤分野」の施策として、景観に配慮した取組を進めている。今後とも良好な都市景観の形成に取り組んでいきたい。

Q 宮城県は令和2年12月11日、仙南地域広域景観計画及び仙南地域広域景観マスタープランを策定した。この計画に基づき、仙南2市7町が景観行政団体となった。地域で景観づくりに取り組むことで、居住環境の向上や地域産業の振興など、多岐にわたる効果が期待される。

Q 景観行政団体となった自治体の景観計画の進め方や効果・課題などについて、積極的に情報収集すべき。

A 先進自治体の事例について十分に情報収集し、検討していきたい。

Q 景観条例の制定や景観計画の策定の必要性をどのように捉えているのか。

A 市内各地域の特性や課題を十分に検証した上で、条例の制定や計画を視野に入れながら、景観行政の在り方を検討していきたい。

Q 本市も景観行政団体となるために県と調整すべき。

A 即時移行は難しいが、地域の魅力を高めていくためには景観への配慮は重要な要素であると考えており、今後の進め方について先進事例を踏まえて十分に検討していきたい。

一般質問② 新たな区長制度の運用に対する評価について

さきの地方公務員法改正に伴い、以前の区長業務は公務員として行うことがなじまない業務に整理され、区長は特別職非常勤職員から私人へと身分の位置づけが変わった。

流通経済大学社会学部教授であった大塚祐保氏は、平成13年3月に発表した「住民と区長制度」という論文で、区長制度は全国の自治体で既に、「一割余りしか実施されていない」と指摘し、前近代的な遺物にも近いと厳しい評価をしている。

Q 市内には、区長を町内会等の代表者が兼務する行政区がある。そのことによる支障をどう捉えているのか。

A 特段支障はないものと捉えている。

Q 区長の職務には町内会等との連絡調整業務がある。町内会等の団体を対象とする交付金または補助金制度を創設し、区長制度は廃止も含め抜本的に見直すべき。

A 現時点においては考えていない。

Q 大塚氏の論文は、区長制度の問題点の一つとして、個人へ収入を与えることの弊害を挙げている。また、茨城県の旧三和町で住民を対象に区長の仕事の内容が不透明である、「新住民の意見が反映されない」、「区長制が住民自治を阻害している」といった、大変批判的な意見や問題点が多数寄せられたという事実が紹介されている。

Q もし市長が述べるように本市住民が区長制度を必要としているのであれば、住民の意向をアンケート調査してはどうか。

A 約2年の月日をかけて、何とか区長制度を維持したいと検討を進めてきた。アンケートを取るといふことまでは考えていない。

一般質問① 交通指導隊の組織と運営について

交通指導隊は、交通安全の保持や、交通事故の防止を図ることを目的に市町村ごとに置かれる組織である。さきの地方公務員法改正に伴い、特別職非常勤職員から私人へと身分の位置づけが変わり、交通指導隊員設置要綱が施行された。

Q 交通指導隊員設置要綱に班や役職など組織の編成を明記し、正副隊長及び班長は、隊員の推薦する者のうちから市長が適当と認める者を充てるなど、選任方法を明確にすべき。

A 今後、他自治体の要綱等を参考に、検討していきたい。

Q 出動謝礼の支給対象となる活動には、年間の出動予定表に基づく朝夕の街頭指導、出動要請書に基づく地域の行事や各種交通安全教室への出動、指導隊員としての会議等への出席、交通安全教室に向けた教材作成などがある。

Q 出動回数の内訳を把握しているのか。

A 把握していない。

Q 出動要請に基づかない事前打合せなどの活動について、1回分の出動として扱う現行の運用を再検討すべき。

A 不断の見直しを図っていきたい。

Q 幼児を対象とする交通安全教室で使用される小道具等の一部は、指導隊員によって自費で調達されている。

Q 小道具などの製作・購入にかかる費用は、必要性を吟味した上で市が負担すべき。

A 手作り品がほとんどだが、市費で購入する場合もある。今後も費用負担については、隊員とよく相談しながら適切に対応していきたい。

一般質問② ゼロカーボンシティ宣言について

10月31日に開催されたなとり環境フェスタにおいて、市長から、本市が2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、ゼロカーボンシティに取り組むとの宣言が表明された。

Q 宣言するまでに検討された内容や経緯は。

A 環境省より「2050年ゼロカーボンシティの表明について」が示されたことから、温室効果ガス排出削減の必要性について、企業や市民等の意識づけを図りたいと、まずは宣言することとし、検討を重ねてきた。より多くの方に直接宣言できる機会と捉え、なとり環境フェスタで宣言することとした次第である。

Q 実質ゼロとは二酸化炭素排出量と森林などによる吸収量を均衡させる、つまり差し引きゼロにすることである。市域における現時点での吸収量は把握できているのか。

A 実質ゼロという国の方針に対して、できるだけ多くの自治体が賛同する形で宣言し、ともに目指すことを表明する趣旨である。吸収量は把握していない。

Q ゼロカーボンシティ実現へ、広く企業や市民等の協力を求めるために、新たにどのようなことに取り組む考えか。

A 公共施設については計画を策定して進めている。企業や市民等にも同時にどう取り組んでいただくか、できるだけ早く道筋を示したい。

Q カーボンニュートラルへの企業の関心も高まっている。意欲的な企業を市内へ誘致してはどうか。現在の市役所の体制は十分な情報収集力を有しているかと捉えているのか。

A 決して十分ではないと思うが、情報を積極的に取りに行くよう、職員を日々教育している。